

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当	ふりがな	むろもと	まい
	—		磯子区福祉保健課事業企画担当	担当者名	室本	真伊

設 計 書

- 1 委託件名 第5期磯子区地域福祉保健計画策定支援業務委託
- 2 履行場所 磯子区福祉保健センター福祉保健課
- 3 履行期限 期間
又は期限 期限 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委託概要 添付仕様書を参照

金 抜 き

8 部 分 払

する (回以内)

しない

部分払の基準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

	委 託 代 金 額	¥	
内 訳	業務価格	¥	
	消費税及び地方消費税相当額	¥	

内 訳 書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
直接人件費						
委託者との連絡調整						
打合せ	対面又はオンライン	10	回			
第5期磯子区地域福祉保健計画骨子の作成						
第5期磯子区地域福祉保健計画骨子	A4用紙6枚程度 校正3回まで	1	式			
キックオフ会議の実施						
会議実施方法の企画提案		1	式			
当日会議の運営		9	地区			
議事録の作成		1	式			
事務局との打合せ						
事務局会議への参加	1回2時間程度	4	回			
検討会への参加						
検討会への参加	1回2時間程度	3	回			
報告書の作成		1	式			
諸経費		1	式			
消費税相当額						
総 合 計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

第5期磯子区地域福祉保健計画策定支援業務委託仕様書

1 件名

第5期磯子区地域福祉保健計画策定支援業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

磯子区福祉保健センター福祉保健課

4 業務目的

磯子区地域福祉保健計画（以下、「計画」という。）の第4期計画が令和7年度で終了となるため、新たに令和8年度から始まる第5期計画の策定を実施する。令和6年度は計画策定に向けた骨子を作成するとともに、骨子をもとに令和7年度から策定を開始する地区別計画のための地区別キックオフ会議を実施する。これらの業務支援を目的として「5 業務内容」に記載の業務を委託する。

5 業務内容

(1) 第5期計画骨子の作成

地区及び関係団体等（計40団体）のインタビューや各種会議等（「6 概ねのスケジュール」参照。）の内容を整理し、市・区の各種統計や区民意識調査などの客観的データも踏まえ、区の地域福祉保健の現状分析、その他の第4期計画に盛り込まれていない課題や新たに盛り込まなければならない事項を精査する。その上で計画の基本的な見通しを示した第5期計画骨子を作成する。

※校正回数は3回までとする。

(2) キックオフ会議の実施（各2～3時間程度、9地区分）

令和7年度から本格的に始まる地区別計画の策定に向けて、各地区（9地区）においてキックオフ会議を実施する。

ア 会議実施方法の企画提案

イ 当日会議の運営

ウ 実施結果のまとめと策定に向けた活用方法の提案

(3) 事務局との打合せ

事務局会議（区役所、区社協、CPが、計画の策定・推進・振り返りに関する事項について協議する会議体。計4回程度。各回2時間程度）参加し、(1)及び(2)に係るアドバイスや提案を行う。

(4) 計画策定・推進検討会への参加

年3回実施される計画策定・推進検討会（地域住民、関係団体、区役所等で構成する、計画の策定・推進・振り返りに関する事項について協議する会議体。以下、「検討会」という。各回2時間程度）へ参加し、その場で出た意見を骨子作成の参考にすること。

(5) 委託者との連絡調整

(1)～(2)の業務を実施するにあたり、月1回以上、対面又はオンライン（Zoom等）での会議を設けること。会議実施後、議事録を作成し、原則2週間以内に委託者に共有すること。

なお、会議にとどまらず、適宜、メールや電話にて、助言や意見交換等を行うこと。

6 概ねのスケジュール

日時	事業名	内容	本委託業務	受託者参加人数
4/15	事務局会議	第4期計画振り返り及び第5期計画策定に向けたスケジュール確認等		
5月～8月	区・区社会・CP振り返り	振り返りシートを使用し、各事業を振り返り・評価		
6/17	事務局会議	振り返りインタビューについて		
7/11	第1回検討会	・振り返りインタビュー等の実施説明 ・今後の進め方等	○	○
8月～10月	地区・関係団体振り返り	・地区や関係団体へインタビュー ・第4期計画について振り返り・評価		-
9/9	事務局会議	第2回検討会について	○	○
10/24	第2回検討会	・地区振り返りインタビューの結果 ・骨子の方向性を意見出し	○	○
11/18	事務局会議	骨子について	○	○
1月～2月	骨子策定	第5期計画骨子の策定	○	-
1/20	事務局会議	キックオフ会議について	○	○
2/13	第3回検討会	骨子決定報告、キックオフ会議の開催案内	○	○
2月～3月	キックオフ会議	9地区について	○	○
3/17	区連合町内会長会定例会	骨子の公表		
3/17	事務局会議	令和7年度に向けて	○	○

7 業務にあたっての情報取得方法

下記事項については、委託者が行うものとする。

- (1) 区役所・区社協・CPの業務に関する資料や情報、その他福祉保健関連の情報やデータの提供。
- (2) 「第4期磯子区地域福祉保健計画」及び「地区別計画」策定時の会議資料や情報の提供。
- (3) その他、受託者が希望する資料やデータの提供（ただし、計画の振り返り・策定関係に限る）。

8 成果品の提出

(1) 成果品の提出については、次のとおりとする。

- ア 第5期計画骨子（A4用紙6枚まで）
- イ キックオフ会議議事録（9地区分）

ウ キックオフ会議報告書（A 4 用紙 2 枚程度）

エ 委託業務報告書（A 4 用紙 4 枚程度）

(2) 上記成果品は、電子データを記録したものを提出することとする（記録形式等は別途調整）。また、骨子はホームページでの公表を前提として、データ容量等に配慮することとする。

(3) 成果品の提出期限及び提出場所

提出期限：令和 7 年 3 月 31 日（月）

提出場所：磯子区福祉保健センター福祉保健課

9 個人情報の取扱等

(1) この契約上の事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 受託者が本業務の遂行にあたって取扱うデータ、機密及びその他の情報については、本件以外の目的には使用してはならず、また第三者への提供または公表をしてはならない。

10 著作権の帰属等

(1) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに磯子区に無償で譲渡するものとする。

(2) 磯子区は、著作権法第 20 条（同一保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

11 その他

(1) 業務を履行する上で委託者又は受託者が必要と判断した場合は、随時打ち合わせを実施すること。

(2) 地域福祉保健計画及び地域福祉保健計画地区別計画に関する知識を有する者、並びに、行政計画策定支援業務への従事経験がある者を本業務の従事者とすること。

(3) この仕様書に定めのない事項及び業務履行中においてやむを得ない事由等により発生する仕様の変更については、磯子区の契約規則や委託契約約款等の定めるところによるほか、委託者と受託者が別途協議して、委託者が決定する。

(4) 業務遂行上、軽微な数量及び仕様の変更が生じても委託料の変更は行わない。

(5) 作成資料等については、その都度、本市担当職員が指示する期日までに提出すること。

(6) 本業務の履行で知り得た情報は、外部へ漏らし、また持ち出してならない。

(7) 契約の履行にあたっては、この仕様書の外、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款等の関連法令等を遵守すること。

(8) 本業務の受託をもって、関連する業務や令和 7 年度以降に実施する業務の受託が確約されるものではない。